

令和 7 年第 1 1 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(令和 7 年 1 1 月 2 8 日)

召集年月日 令和7年11月28日（金）

召集の場所 里山文化交流センター 活動室

開会 令和7年11月28日 午後4時00分

閉会 令和7年11月28日 午後4時45分

出席委員（13名）

|      |      |      |          |      |       |
|------|------|------|----------|------|-------|
| 1 番  | 谷口雅弘 | 2 番  | 森和哉      | 3 番  | 早川直助  |
| 4 番  | 吉田実  | 5 番  | 古池洋子     | 7 番  | 國久 博一 |
| 8 番  | 山崎秀樹 | 9 番  | 松井厚雄（会長） | 10 番 | 塩野 鐘吉 |
| 11 番 | 松宮俊幸 | 12 番 | 吉村由美     | 13 番 | 浦松勝己  |
| 14 番 | 松尾豊  |      |          |      |       |

欠席委員（1名）

6 番 岩崎誠一

出席事務局

局長 小西守

次長 門野幸文

書記 木村光宏

宮本慶子

提出議案

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権  
移転許可請審議について

議案第34号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移  
転許可申請審議について

議案第35号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促  
進計画（案）について

報告第2号 農地変換届について

局 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和7年第11回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に  
6番 岩崎委員1名より欠席の連絡を受けております。また、最適化推進委員からは 赤井委員・木村委員・中川委員・庄司委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案と報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和7年第11回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 4番 吉田委員と 10番 塩野委員 を指名いたします。

[ 日程 2 ]

議 長 日程 2 議案第 3 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長  
本件は、おおい町〇〇〇の〇〇〇〇氏の管理する農地について、〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長。  
お手元の資料 2 ページをご覧ください。  
(議案第 3 3 号資料説明)  
資料 4 ページをご覧ください。申請地は、譲受人が今回の申請前に購入された〇〇の東側及び西側に隣接しています。所有権移転後大根や柚を栽培される計画です。  
許可基準は資料 3 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森 委員 はい、議長。  
こちらは 2 0 日に吉村委員と現地を確認いたしました。今回の申請地は事務局説明のとおり、申請者の〇〇のすぐ横にあることから、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 3 3 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程2議案第33号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長  
本件は、おおい町〇〇〇の〇〇〇〇の所有する農地について、〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長  
お手元の資料5ページをご覧ください。  
(議案第34号資料説明)  
申請地は、譲受人の自宅近くにある農地で、現在は耕作放棄地となっておりますが、所有権移転後は重機等を使用して農地を復旧させ、梅を栽培される計画です。  
許可基準は資料6ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

森 委員 はい、議長。  
こちら20日に吉村委員と現地を確認いたしました。  
こちらの申請地は事務局説明のとおり、現在は耕作放棄地となっておりますが、譲受人が〇〇〇を営われていることから、農地を復旧することが可能であると判断いたしました。よって、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

〇〇委員

説明があったけど、現在何か作っているわけではない。梅を作るのであれば、生産組合からの指導を受けるとか、何か特産品になるとか目標をもっていたきたいなと思う。

今まで、梅をやるといって許可した事例があるけど、出荷までいったことがない。だから、ここで毎回認めてもいいのかと思う。〇〇を持っておられるんで、〇〇を使って復活するというのはいいんですけど。何か方策を考えてほしいと思う。

宮本書記

最初に事務局に相談があったのは、「〇を飼うのに所有権移転ができませんか」という話であった。それはできないと伝えると、それなら梅を育てた経験があるので、梅の栽培で申請しますということでした。当該農地は耕作放棄地になっており、中には資材が残ってたりととても荒れている状態でした。元に戻して農地として再耕作していただけると、これ以上のことはないという思いで申請は受理させていただきました。

〇〇委員

農業の実績はあるんですか？農地法に触れるところはありませんか。

宮本書記

営農計画書を確認しましたが、耕作の実績はありませんでした。ただ、今後の営農計画書は提出されています。

〇〇委員

今後の計画があるので、法にはふれないと？

宮本書記

はい。150日以上従事しますという計画がでています。

〇〇委員

法律には全部クリアしているの？

宮本書記

はい。

〇〇委員            その営農計画書には、いつおこしていつ植えて等が書いてあるのか。

宮本書記            いつからということは書いていません。計画はあくまで何日従事しますかという書類になっていますので、耕起に20日とか除草に120日等、トータルで150日超えていますという計画になっています。

〇〇委員            それは3年後でもいいのか。

宮本書記            法律では計画の内容のものを何年以内にしなさいということまでは明記されていないので、そのあたりは農業委員会の判断になるのかなと思います。

〇〇委員            私は梅に関係している以上、今から過去を振り返ると、梅を栽培するという内容を通してきたのは間違いだったという気がしてる。梅といえば簡単に通るっていうのを何とかしたいなと思う。

〇〇委員            今回の農用地の前にある田は、全部遊休農地になってんですね？

宮本書記            〇の方の田は耕作されているんですけど、対象農地より〇〇側はされていません。

〇〇委員            このあたりはほとんど遊休農地になっていると思うが、そこに梅なんてできるのか。

局      長            7 ページ右側グレーの建物が〇〇〇〇になります。赤で示しております〇番〇番は営農の実績があります。その横の〇、〇、〇も営農の実績があります。

〇〇委員            これは耕作放棄地を解消する事例になってくる？

宮本書記            なります。

〇〇書記            梅を植えるのに、今の土地を埋めるのか？

- 宮本書記           そこまでは確認しておりません。  
ただ、現状資材等が放置されているほどのひどい耕作放棄地なので、まずは〇〇で取り除いてからになると思われる。
- 〇〇委員           資材が置いてあるの？
- 宮本書記           こちらで調査した結果ではなく、代理人からの聞き取り情報だが、過去に一時的にある会社に土地を〇〇として貸していたのですが、その会社が倒産してしまい、〇〇もそのままになっているとのこと。所有者もどうすることもできず、そのまま草がかぶり、耕作放棄地になってしまったようです。
- 〇〇委員           これは、遊休農地から再生できて、梅作って〇〇で除草してるっていう、耕作放棄地解消事例として発表できるので、モデルケースにはなるとは思うんですけど。継続していただけるかどうかっていうのが心配なんやけど。
- 〇〇委員           過去に〇〇〇〇としての利用の申請があったのか。
- 宮本書記           過去の担当者にも確認したが、申請の履歴はなかった。
- 〇〇委員           周りも営農されてる方いらっしゃるんで、目は届く場所やと思います。
- 〇〇委員           本来の目的が、何やったんやろ。
- 〇〇委員           本来の目的は〇〇を置くことだと思う。ただ、〇〇は獣害対策にもなるので、周辺農地にとってはありがたく受け取ってもらえるかもしれない。
- 〇〇委員           所有権移転した後に内容変更して農業もできていない状態となった時の法的処置はあるのか。
- 宮本書記           完全に舗装したり、建物を建てた場合違反となるので、指導の対象になる。ただ、所有権移転後に計画通り行わなかった場合の法的処置はないと思う。

〇〇委員           それを管理するのはどこ。

宮本書記           農業委員会です。農地パトロールや委員の皆様の最適化活動において見回りを行っていきます。  
また、今後営農計画書が提出されると考えられるため、そちらで確認することも可能だと思います。

議     長           ご意見、ご質問がないようですので、議案第 3 4 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議     長           賛成全員でございますので、日程 3   議案第 3 4 号   農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

#### [ 日程   4 ]

議     長           日程 4   議案第 3 5 号   農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)   について   を議題といたします。  
この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、町長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求められているものであります。  
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局     長           はい、議長  
議案第 3 5 号は農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農用地利用集積等促進計画について町から意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

木村書記           はい、議長  
                  (議案第 3 5 号資料説明)  
9 ページをご覧ください。今回の対象農地は笹谷から鹿野の農地となっており、位置図は 1 1 ページから 1 3 ページです。  
『農地中間管理事業の推進に関する法律』に基づき、福井県農地中間管理機構を通じて、7 1 筆、全て担い手の〇

〇〇〇に貸し付けるものでございます。

設定の始期ですが、すべて令和８年１月１日となっており、令和１７年１２月３１日までの１０年間の再設定でございます。

議長           ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

森 委員       はい、議長。  
こちら２０日に吉村委員と現地を確認いたしました。  
いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。よって、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長           ご報告ありがとうございます。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長           ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長           ご異議がないようでございますので、日程４ 議案第３５号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案) について、「特段の意見なし」として回答することといたします。

#### [ 日程 ５ ]

議長           日程５ 報告第２号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長           報告第２号は、田３筆を畑にする届でございますので、詳細は書記に説明させます。

宮本書記       はい、議長。

農地変換届について、田を畑作に利用することを目的として農地の所有者等が農地の盛土の行為を行うことを事前に届け出ることとなっております。農地法に基づく届け出ではなく、平成26年10月におおい町農業委員会が作成した指導要領に基づく届け出となっております。

では、届出内容について説明させていただきます。資料14ページをご覧ください。

（報告第2号説明）

議長           ただいまの事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

〇〇委員       この届出は転用後でいいのか。

宮本書記       事前の届出となっております。また、農地変換届は許可が必要な届出ではなく、報告の届出となっております。

〇〇委員       土はどこから持ってきているのか。

宮本書記       どこからなのかは確認していません。

〇〇委員       農地変換届指導要領の説明をしてほしい。

宮本書記       現在手元に資料がないため、要領については後日郵送させていただきます。

局長           一般的には田んぼになっています。田には畦があり、水が張れる状態。これが一般的に田んぼの状態ですが、今回ございますように、畑地転換となりますと、田から畑になる農地は農地法の縛りを受ける農地のままという状態ではございますが、田から畑にかわります。一般的にはこの畔高以上にかさあげされて、上に作土がのるということで、農地から農地以外にかわるものではなく、農地の区域内の中でのやりとりということでございまして、農地法のいわゆる転用手続が不要な届出というようなルールになっているものでございます。

宮本書記       平成26年にルールが決められた時のシナリオを読ませていただきます。「昨今特に平成26年に入ってから、水田に

土砂が入れられ、畑地転換と称して、埋め立てされるケースが目立って参りました。水田を埋め立て畑として、維持することは、農地法上問題のないことではありますが、耕作に適さない土で表土が覆われ、作物の作付が不可能と思われるなど、耕作放棄や違反転用と疑わしき事例が目立つようになってきたことは、委員各位ご認識の通りであります。このような状況にかんがみ、委員会では、現行の簡易な届け出は、なし崩し的に進み、歯止めがきかない状況となる恐れがあることから、畑地に転換する必要性について詳細に説明できる資料を求めることとし、先進地である〇〇市の要領を基本に、おおい町版として、先月の農業委員会終了後、農地専門委員会を開催し、原案として取りまとめました。」とありますので、〇〇市を参考に、その当時の状況を見て作られたかなと推定されます。

議 長

それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。